

県内主任介護支援専門員資格保有者様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
< 公 印 省 略 >

令和元年度主任介護支援専門員更新研修修了者の有効期間の取扱いについて

介護保険行政につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

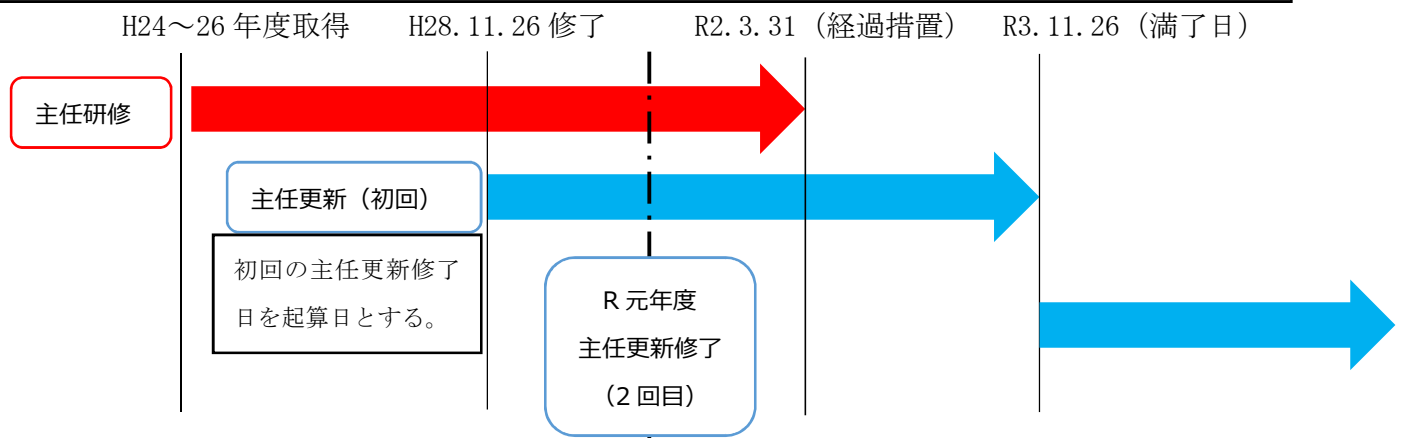
さて、主任介護支援専門員については、平成28年度から主任介護支援専門員更新研修（以下、主任更新）が創設され、修了者については、研修の修了日から5年間を更新後の有効期間としてきたところですが、今般、令和元年度主任更新修了者の有効期間の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1. 平成26年度までに主任資格を取得した者（経過措置対象者）

初回に主任資格を更新した主任更新修了日から起算して、有効期間5年間を更新

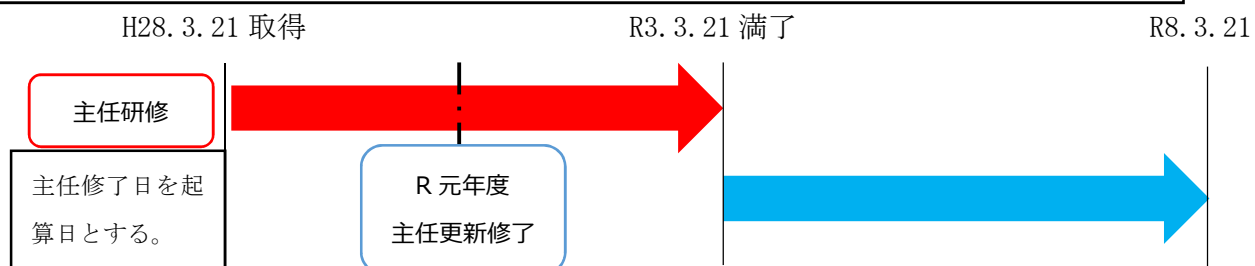
例：H24～26年度に主任資格を取得。H28年度（H28/11/26）に主任更新（初回）を修了し、R元年度に主任更新（2回目）を修了された方の場合



2. 平成27年度以降に主任資格を取得した者

主任資格を取得した主任研修修了日から起算して、有効期間5年間を更新

例：H27年度（H28. 3. 21）に主任資格を取得。R元年度に主任更新を修了された方の場合



【本件に関するお問い合わせ先】

〒690-8501 島根県殿町1番地
島根県健康福祉部高齢者福祉課 介護サービス推進グループ
担当：鎌瀬 TEL:0852-22-5928 FAX:0852-22-5238